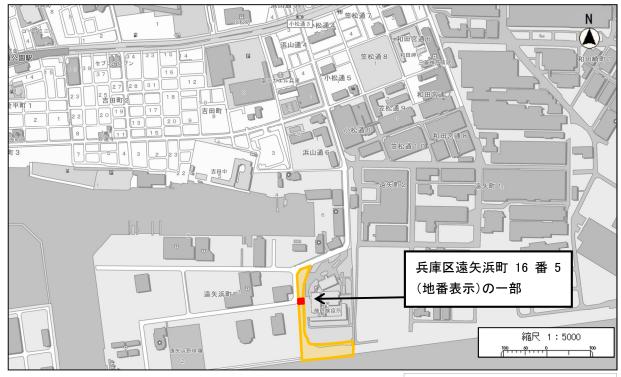
## 土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域(地番)	兵庫区遠矢浜町 16 番 5 の一部
指定の区分	□ 要措置区域 ■ 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第 11 条第 1 項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和4年6月30日(第283号)
特定有害物質の種類	砒素及びその化合物
2. 土壌汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壌汚染対策法 ■ 第3条 □第4条第2項 □ 第14条 □ その他(第 条)
試料採取等対象物質	ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、有機リン化合物
土地の地歴調査結果	・排水路として利用。 ・平成22年まで、厚生労働省神戸検疫所からの排水が、当該地を通過していた。
土壌の測定結果	砒素及びその化合物 溶出量最大 0.17 mg/L (指定基準値 0.01mg/L)
基準超過が確認され た土地の面積	123 平方メートル
土壌汚染の原因	検査・検疫業務(人為等由来)
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	□健康影響のおそれがある(理由:周辺に地下水飲用井戸がある) ■健康影響のおそれはない(理由:周辺に地下水飲用井戸がない)
土壌の直接摂取 (※含有量は基準適合し ている)	□健康影響のおそれがある(理由:土壌を直接摂取するおそれがある) ■健康影響のおそれはない(理由:土壌を直接摂取するおそれはない)

## 4. 今後の対応

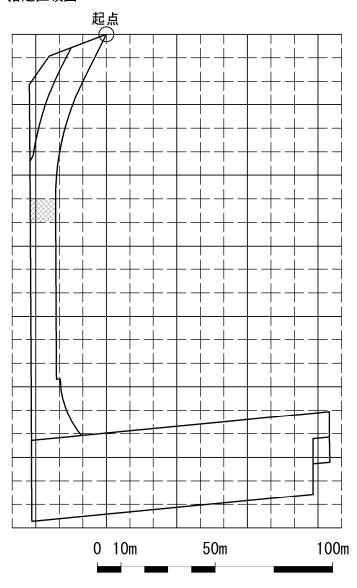
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう土壌汚染対策法に基づき適正 に措置するよう指導する

## 位置図



(C)PASCO (C) GeoTechnologies,inc

## 指定区域図





<起点> 起点は兵庫区遠矢浜町

16番5(地番)の最北端の 金属標G529とする。

<格子の回転角度> 88.0°

起点を通り、東西方向及び 南北方向に引いた線並びに これらと平行して10m間隔 で引いた線により形成される格子を起点を支点として 座標北から時計周りに回転 させた角度を示す。

<凡例>

-:敷地境界

( ):起点

:形質変更時要届出区域